

障害者の福祉・医療サービスの利用に対する
「定率（応益）負担」等の中止を求める意見書

「障害者自立支援法」が２００５年１０月に成立し、２００６年４月１日から実施されている。この制度の導入にあたっては、原則１割負担としつつも、大幅な負担増にならないよう所得に応じた利用料の月額上限措置が講じられ、また住民税非課税世帯に対しては利用するサービスによって個人減免、社会福祉法人減免が実施され、さらに負担を軽減する措置が講じられている。

しかし、障害者・家族が将来のために少ない収入を切りつめて貯えた預貯金があることなどで、軽減措置から除外されるなど多くの問題が残されている。たとえ軽減の対象となっても従来以上の負担増になり、しかも障害が重いほどサービス利用を必要とすることから負担が多くなっている。このことがわずかな年金での生活を圧迫し、結果的にサービス利用を断念するといった、あつてはならない問題が生じている。

この「定率（応益）負担」の導入や施設利用者に対する食費・医療費等の自己負担など、負担できない障害者はサービス利用を断念するといった問題が心配され、結果的に親・家族の負担を増やし、障害者の自立への道を大きく阻むことになっている。

よって、政府においては、障害者やその家族に大きな問題を生んでいる根源の「障害者自立支援法案」について、下記の事項を早急に検討することを強く要望する。

記

- 1 障害者の福祉・医療サービスの利用に対する「定率（応益）負担」制度の導入は中止すること。
- 2 住民税非課税世帯からの利用料徴収は早急にやめること。
- 3 施設利用者に対する食費・医療費・光熱水費・個室使用料の全額自己負担は中止すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２００６年（平成１８年）１１月１７日

高 砂 市 議 会